

## 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、愛知県の中南部、西三河の東南部に位置し、北部と南西部に標高100～400mの丘陵地が続き、中央を広田川中心に平野が広がっている。本町の総面積は5,672haであり、うち地域森林計画対象民有林の面積は2,417haで、総面積の42.6%を占め比較的森林に恵まれている。スギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は、712haあり、人工林率が29.5%で県平均よりも低く、天然林65.0%、竹林含むその他が5.5%となっている。

一部区域が三河湾国定公園区域に入り、森林区域が三ヶ根山を中心とする区域と遠望峰山を中心とする区域に分かれ、それぞれの区域に集落が分散して形成されている。

本町の森林施業については、1戸当りの山林所有面積が少なく森林組合によらない個人の保育作業が主体であり、林業生産活動が積極的に実施されているとは言えない。このような背景のもと、とりわけ間伐の適切な実施が重要な課題となっている。

他方で観光、森林浴、健康の道、自然景観、治山治水、環境保全、といった公益的機能の観点からは、森林に対する地域住民の関心は高いと思われる。今後郊外に宅地化が進む中、森林の持つ生態系を維持しながら、安定的な林業生産活動、森林とのふれあいの場としての多目的有効利用を含め、適切な森林整備を推進していく必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

#### ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等から

なり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源 <sup>ひた</sup> 涵養機能	<p>主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ため池等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用</p>

	<p>した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者等の相互の情報の共有化を図り、森林の受委託による保全管理を推進する。

#### 森林の整備に関する事項

##### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

###### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して下表のとおりとする。

###### 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

###### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

## (1) 伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

## (2) 伐採の方法

育成単層林施業については、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

育成複層林施業については、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、次の項目に留意して行う。

- (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間により実施する。
- (b) 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。
- (c) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、前生稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。

天然生林施業については、(b)の留意事項によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、前生稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維

持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意する。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法によりするものとする。

### (3) 主伐の時期

地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐期の多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作, 梁, 桁, 板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80
マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は産業振興課とも相談の上、地域の要望を考慮し、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉が少なく成長に優れたエリートツリー等の苗木の選定に努めるとともに、適切な樹種を選択するものとする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な方法

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
ヒノキ	中仕立て	3,500	
	疎仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	3,000	

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲以外の本数により植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は産業振興課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地存えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及びひ枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	生産目的に応じて、森林の自然条件に適した健全な苗木を、春又は秋に植え付けることを標準とする。なお、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。

なお、低コスト造林として、1,000～2,000本/haの植栽を行う場合は、獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、除伐等必要に応じて保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、別添の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類等
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の判断基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.3メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数に3/10を乗じた本数が確保されているものとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
-----------	---

## (2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000本/ha

樹高は30cm以上とする

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚幼樹の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う

### ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

#### (ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。

#### (イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新の完了基準を満たしていることとする。ただし、

その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽するものとする。ただし、電力会社による線下伐採に係る更新については、この限りではない。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

基本的に、現況が針葉樹人工林であり、母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

ただし、の1保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

##### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上となる本数を成立させることとする。

### 5 その他必要な事項

松くい虫被害森林については、早期に人工造林による復旧を図るものとするが、天然更新の活用も図る。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るも

のとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林 齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	中仕立て	3,500	1 6	2 4	-	間伐率は、材積で概ね 3 5 % 以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。	
	疎仕立て	2,500	1 6	2 4	-		
ヒノキ	中仕立て	3,500	1 6	2 4	-		
	疎仕立て	2,500	1 6	2 4	-		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐に就いては、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な林齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は 1 0 年、標準伐期齢以上の場合は 1 5 年とする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施時期	実施回数	標準的な方法	備考
下刈	スギ ヒノキ	6月から7月頃 を目安とする。	5 から 7 回	植栽木が下草から抜け出る間に行う。なお、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等により判断し、回数を 5 回未満にすることも可能。	
つる切	スギ ヒノキ	6月から7月頃 を目安とする。	2 から 4 回	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。	

除伐	スギ ヒノキ	6月から8月頃 を目安とする。	1 から 2 回	造林木の成長を阻害又は阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。
枝打ち	スギ ヒノキ	樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。	2 から 4 回	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、下表のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散することとする。森林の区域については、別表2のとおりとする。

#### 伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

## イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を行うものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地を縮小及び分散をすることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹 種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
80年	90年	80年	80年	40年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象にしないよう十分に留意する。

### (2) 施業の方法

植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

### 3 その他必要な事項

該当なし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林の経営の受委託の一層の推進を図る。その際、森林施業の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等林業経営体等による提案型施業の普及・定着を促進する。特に不在町森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託に当たっては森林の育成権が委ねられているものとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用を図り、適切な森林の経営管理を推進する。なお、森林経営管理制度の運用に当たっては、公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域等における施業の方法との整合性に留意する。

### 5 その他必要な事項

特になし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的かつ重点的に行うために、町、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うな

として、森林施業の共同化を促進する。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を共同して実施するため、町による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。

実施地区内での具体的な施業は、森林経営計画により計画的な実施を推進する。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業経営体などへ共同委託により実施する。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。

ウ 共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被たせることがないように、あらかじめ、個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

## 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、林内路網の根源をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて間伐事業を始めとする森林施業の用に供する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材に集材・搬出を行うため継続的に用いられる「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

単位:m/ha

区分	作業システム	路網密度
緩傾地(0°~15°)	車両系作業システム	110以上
中傾地(15°~30°)	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾地(30°~35°)	車両系作業システム	60(50)以上
	架線系作業システム	20(15)以上
急峻地(35°~)	架線系作業システム	5以上

注1:「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網

を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワード等を活用する。

注2:「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3:「急傾斜地」の( )書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)又は林業専用道作設指針(平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として愛知県林業専用道作設指針(平成23年4月1日23森保第207号)に則り、開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

開設 拡張	路線名	延長(m)	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ年	備考
開設	須美南山1号	0.3	65		
開設	富士見	0.6	61		
開設	芦谷2号	0.4	31		
開設	六栗西山	1.7	38		

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道、森林作業道については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)を基本として県で定める森林作業道作設指針に図り開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

#### 4 その他必要な事項

特になし。

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は小規模所有者であり、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。従って、森林施業の合理化を進めるとともに、農業との複合経営による経営の健全及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの削減及び労働強度の軽減を図る。また、女性等の活躍・定着に努めるものとする。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来的には、木材の再生化、炭焼き等木材の新たな資源利用を図るために必要な機械導入を検討していく。

#### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。

このため、間伐を中心に伐採の計画的実行に努めるとともに、木材の利用を推進する。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを推進する。

特用林産物のうち本町の特産品の一つであるシイタケについては、個人経営で小規模であり、生産量は近年減少傾向である。今後については、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協や産直施設とも連携して販路の拡大に努め、生産振興を図ることとする。

### 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表のとおり定める。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

その際、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。  
 なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

#### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

対象鳥獣	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	34・35・36・37・38・41 42・43・44・45・46・47 48・49・51・52	678.06 ha

## 2 その他必要な事項

シカの被害対策の実施状況の確認は、各種会議の場等を通じて情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や森林の所有者等から報告を求めること等により行う。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本町における松くい虫による被害面積は、定期的な地上散布、樹根注入等の対策により近年減少傾向であるが、引き続き森林病虫害等防除事業等により地上散布、伐倒駆除、樹種転換等を実施することにより被害地域の拡大防止に努めるとともに、森林所有者等に対する啓もう活動を行い、地域と一体になった健全な森づくりに努めることにする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れについても被害木の焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

#### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策等を図る。

広葉樹植栽や針広混交林など、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備の推進に努める。

### 3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 予防機材等の整備
- (4) 路網の整備

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

幸田町火入れに関する条例第3条の許可の要件に従い実施すること。

### 5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分該当なし。
- (2) その他特になし。

## 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

- (1) 森林保健施設の整備  
該当なし。
- (2) 立木の期待平均樹高  
該当なし。

### 4 その他必要な事項

該当なし。

その他森林の整備のために必要な事項



( 1 ) 地域住民参加による取り組みに関する事項

北部地区における地域開放型公園内の施設の利用を通じて、ふれあいの場、青空教室、木工教室、遊歩道等、自然とのふれあい体験を実施し、自然の大切さを育むとともに、木材の有効活用を図るものとする。

( 2 ) 上下流連携による取り組みに関する事項

本町は、矢作川の支流である広田川と三ヶ根山を水源とする拾石川が流れ、それぞれ地域に深くかかわっている。特に、拾石川上流地域における森林造成等、開発については下流地域に悪影響を及ぼすことのないよう、適正な法規制のもとに行うものとする。

6 その他必要な事項

( 1 ) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

( 2 ) 標識・看板等の設置による山火事予防の啓発に努め、町の広報を活用した普及啓発など森林火災の未然防止をベースにした対策を推進する。

( 3 ) 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域の森林の土地においては、適正な制度運用を行う。

別表 1

区 分		森林の区域(林班)	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	該当なし
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1い・2ろはに・3いろは・4いろはに・5いろはに・6いろはにほ・7いろはに・8いろはにほ・9いろはに・10いろ・11いろはにほ・12いろはにほへとちり・13いは・14いはに・15いろはに・16いろはにほへと・17いろ・18いろはにほへと・19いろはほへ・20いろ・21いろはにほ・22いろはに・23い・24いろは・25いろは・26いろはにほへ・27いろはにち・37ろお・38いろはにほへ・39いろはにほへとちりぬおわ・40いろはにほへ・41いろはにほ・42いろ・43いろ・44いろ・46い・47いろはにほ・54はほ・55にほ・56は・57ろはに・58いろに・59いろはにほ・60いろは・61いろはほ・62いろ・63いろはにほへ・64いろにちり・65ろは・66い・67は	1,558.22ha
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	該当なし
	木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	該当なし

別表 2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	1い・2ろはに・3いろは・4いろはに・5いろはに・6いろはにほ・7いろはに・8いろはにほ・9いろはに・10いろ・11いろはにほ・12いろはにほへとちり・13いは・14いはに・15いろはに・16いろはにほへと・17いろ・18いろはにほへと・19いろはほへ・20いろ・21いろはにほ・22いろはに・23い・24いろは・25いろは・26いろはにほへ・27いろはにち・37ろお・38いろはにほへ・39いろはにほへとちりぬおわ・40いろはにほへ・41いろはにほ・42いろ・43いろ・44いろ・46い・47いろはにほ・54はほ・55にほ・56は・57ろはに・58いろに・59いろはにほ・60いろは・61いろはほ・62いろ・63いろはにほへ・64いろにちり・65ろは・66い・67は	1,558.22ha	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業（択伐によるものを除く）	該当なし	該当なし
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし
		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	該当なし